

部落差別解消推進法が 施行されました

部落差別の問題(同和問題)は、日本の歴史的な過程で生み出され、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいるという理由だけでさまざまな差別を受ける日本固有の重大な人権侵害です。

残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査をはじめ、就職試験で本人の能力や適性に全く関係のない、本籍地や親の職業を尋ねるなどの行為、インターネットに差別を助長するような書き込みをするなどの行為が発生しています。

このような中、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が、2016(平成28)年12月に成立

〈問い合わせ〉

役場 人権対策課 人権同和対策係

TEL(67)2708

南阿蘇村

子育て支援センター

わくわくひろばのご案内

子育て支援センター(わくわくひろば)では、0歳児から就学前のお子さんとその家族、妊婦さんを対象にいろいろな皆さんと育児の情報交換や共有、相談の場、親子で自由に遊べる場を提供しています。子育てを楽しみながら、季節の行事やお誕生日会、おやつ作り、小物作りも行っています。どうぞお気軽にお越しください。

■場所

長陽保健センター内

(温泉センターウイナス奥)

■開所日

毎週月曜～金曜(土・日・祝日および年末年始は休み)

■開所時間

午前10時～午後3時

■利用料

無料(イベントなどの材料費を別途いただくことがあります)



〈問い合わせ〉

南阿蘇村子育て支援センター

わくわく広場

TEL(67)2125

南阿蘇

消費者
相談室から

Vol.49

【お問い合わせ】

南阿蘇消費者相談室
TEL(67)2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎

携帯電話にメールアドレスの設定はしなくても、携帯電話の電話番号だけで送受信するSMS(ショートメッセージサービス)を利用している高齢者の方は多くいらっしゃると思います。最近、このSMSに、「利用した覚えのない代金の請求が送られてきた」という「架空請求」に関する相談が増えています。

●最近の事例

- ・携帯のSMSに「情報サイトの利用料が発生している。本日に連絡がなければ法的措置を取る」とのメッセージが届いたが、身に覚えがない。
- ・スマートフォンでSMSに、「サイトの退会料の支払いをするように」というメッセージが届いた。普段、スマホではニュースを見るくらいで、登録した覚えはない。
- ・携帯のSMSに「有料動画サイトの利用歴があるが、料金が未納となっている。今日中に登録をしなければ身辺調査を行い、提訴する。至急連絡をするように」というメッセージが届いた。

●相談室からのアドバイス

- 慌てて電話をかけない
- 「期日まで」に連絡をするように「など」と書いてあっても、決して連絡しないでください。業者からの請求がエスカレートする場合があります。
- すぐに支払いをしない
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をおおるよう書きくのは業者の常套手段です。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは難しいです。
- SMSの設定を変更する
- 迷惑メールが多く届く場合は受信拒否の設定ができる場合があります。設定の方法は、携帯電話各社のホームページやお客室窓口で確認してください。